

いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第55号

いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

|   | 改正前  | 改正後  |
|---|--|--|
| 1 | <p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第32条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>（個人の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第32条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。</p> <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 [略]</p> |
| 2 | <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第52条第2項第4号</u>の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 [略]</p>  | <p>（法人の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第52条第2項第3号</u>の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2 [略]</p>   |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表2の項の改正部分に限る。以下同じ。）による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の均等割について適用する。
- 3 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の均等割及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の均等割については、この条例による改正前のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。